

平成 27 年度 中野地区地域モニュメント設置業務委託

公募型プロポーザル方式による契約予定者選定実施要領

この要領は、中野地区地域モニュメント設置業務委託に係る提案及び契約締結において留意すべき事項を記したものであり、提案の参加者は、以下の事項を承知の上、提案書を提出するものとする。

1 業務の目的

本業務は、以下の 2 点を趣旨としたモニュメントを設置することを目的とする。

- (1) 東日本大震災で犠牲となられた方々への追悼・鎮魂
- (2) 津波で被災した中野地区の震災前後の状況、歴史を表象する

2 業務内容に関する事項

(1) 委託業務名

中野地区地域モニュメント設置業務委託

(2) 業務内容の概要（詳細は仕様書を参照）

- ①モニュメントのデザイン、設計、製作及び設置工事
- ②外構（モニュメント周辺の施設配置を含む）のデザイン、設計及び整備工事

(3) 委託契約上限額

金 20,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

上記には、モニュメントのデザイン、設計、製作、著作権等の権利関係の処理、設置（基礎及び基礎設置に必要な調査等を含む）及び外構整備工事、完成式典の除幕に必要な設備費（幕、ロープ）、打合せ等モニュメント設置に係る一切の費用が含まれるものとする。

(4) 業務履行期限

平成 28 年 3 月 31 日まで

3 提案の手続き等に関する事項

(1) 応募資格

当該業務を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、次の要件を全て満たす者とする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という）の中から本提案に係る代表者を選定するものとする。その者は、グループを代表して、本提案に係る連絡調整等を仙台市との間で行うものとする。

- ①モニュメント（慰霊碑等）の設置実績があること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- ③宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ④会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤本事業に係る設置工事等を行う者は、仙台市内に本店、支店又は事業所を有すること。
- ⑥本事業に係る設置工事等を行う者は、仙台市競争入札参加資格者名簿の「工事業業者名簿」に記載されているものであること。
- ⑦仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ⑧仙台市入札契約暴力団排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

- ⑨仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩業務の実施にあたって、仙台市の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。
 - ※①については、グループの場合、構成員の1つが要件を満たしていること。
 - ※②から④、⑦から⑨については、グループの場合、全ての構成員が要件を満たしていること。
 - ※⑤、⑥については、要件を満たさない者が設置工事等を行う場合、下請負者が要件を満たしていること。(本応募申込み時点で下請負者が未定でも構いません。)
 - ※⑩については、グループの場合、代表者が要件を満たしていること。

(2) 応募にあたっての質問及び回答

- ①質問方法：質問項目等を質問票（様式第1号）に記載して、平成27年10月7日（水）17時まで電子メール又はFAXで提出すること。その際は、電話等により質問票の提出を連絡すること。
- ②回答方法：回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、質問を受けてから、概ね3日以内（土日・祝日を除く）に、質問者に電子メール又はFAXで回答するとともに復興事業局復興まちづくり部掲示板に掲示する。

(3) 応募申込書の提出等

- ①提出期限：平成27年10月15日（木）17時まで
- ②提出方法：持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに仙台市復興事業局震災復興室に提出すること。郵送の場合は、封筒に「応募申込書」在中の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。
- ③提出書類：

ア 応募申込書（様式第2号）	1部
イ 共同提案体の構成員一覧（様式第5号）※	1部
ウ 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）	1部

 ※グループによる共同提案の場合に提出すること。
- ④留意事項：
 - ・提出期限までに応募申込書が到達しなかった場合及び提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないものとする。
 - ・応募申込書の作成及び提出に係る費用は応募申込者の負担とする。
 - ・応募申込書提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された応募申込書は返却しないものとする。
 - ・応募申込書に虚偽の記載をした場合は、当該参加申込書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

(4) 提案書の提出等

- ①提出期限：平成27年10月28日（水）17時まで
- ②提出方法：持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに仙台市復興事業局震災復興室に提出すること。郵送の場合は、封筒に「提案書」在中の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。
- ③提出書類：

ア 提案書（様式第3号）	10部
イ 事業費見積書（様式第4号）	10部
- ④留意事項：
 - ・提出期限までに応募申込書が到達しなかった場合及び提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないものとする。
 - ・提案書の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
 - ・提出書類はA4版で作成し枚数は両面印刷で10枚以内とする。(A3版を折込みA4版とすることも可とする。)
 - ・提案書（様式第3号）は、表紙（P1）以外には会社名など提案者が特定できる情報は記載しないこと。(選定委員会の審査は、提案者名を非公開で行うため)
 - ・提案書提出期限後の差替え及び再提出は不可とし、提出された提案書は返却しないものとする。
 - ・虚偽の記載をした提案及び上記2（3）に示す委託契約上限額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

4 提案の審査及び契約の方法

(1) 審査方法

- ①中野地区地域モニュメント公募選定委員会（以下「選定委員会」という）において、公正な審査を行うものとする。
- ②上記3（1）に示す応募資格について書類審査を行うものとする。書類審査により提出書類の不備があった場合は、失格となる場合がある。
- ③応募申込書提出者が5者を超える場合は、書類審査により5者を選定し、選定結果について別途通知するものとする。
- ④書類審査を通過した提案者は、下記によりプレゼンテーションを実施するものとする。

ア 実施日時及び場所

平成27年11月13日（金） 13時30分から
仙台市宮城野区高砂1-24-9
高砂市民センター 2階 会議室 TEL022-258-1010 FAX022-259-7577

イ 方法等

- ・提案者ごとに提案説明（10分以内）
- ・質疑応答（15分程度）
- ・提案者側の出席は、3名以内とする。

ウ その他

- ・プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案や資料は認めないものとする。ただし、材質の説明のためサンプル材を持ち込むことは可能とする。
- ・機材等を使用する場合は、実施日の2日前までに申出を行い、許可を得ること。なお、スクリーン及びプロジェクターは仙台市で準備するものとする。
- ・プレゼンテーションは、非公開とする。（他の提案者のプレゼンテーションを、見ることは不可とする）

(2) 審査基準

審査基準については、提案審査基準（別紙1）によるものとし、書類審査【審査項目1】については、あらかじめ事務局が採点し、選定委員会にて審査し選定する。

書類審査を通過した提案者は、提案審査【審査項目2】について、提案書の内容及び上記（1）④に示すプレゼンテーションを選定委員会にて審査し、総合的に採点を行った結果、最も高得点であった者を本業務に係る契約の優先交渉権者として選定する。

※合計評価点が同点の場合は、【審査項目2】提案内容の評価点【③】が高いものを上位とする。

(3) 審査結果

審査結果については、全提案者（グループの場合は代表者）に対して郵送により書面で通知する。

(4) 選定されなかった場合の理由説明

提案書が選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により選定されなかった理由を求めることができる。

仙台市は、非選定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(5) 契約の方法

- ①優先交渉権者と提案内容に沿って、契約内容について協議のうえ、仙台市契約規則に定める随意契約の手続きにより締結するものとする。
- ②契約の締結にあたっては、選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託費について、仙台市の求めに応じ協議のうえ、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。
- ③別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約の締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。

④本業務の契約は、仙台市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとする。また、提案書（事業費見積書）と現場の数量等が相違しても精算は行わないものとする。

⑤本業務は、個人情報の情報処理システム処理を伴うものであることから、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、委託予定者のセキュリティ対応状況の調査を行う。

また、委託予定者の個人情報保護責任者は、仙台市が行うセキュリティ研修を受講している必要があり、受講していない場合は、下記の仙台市個人情報セキュリティ研修の受講が必要となる。

ア 日 時 平成 27 年 11 月 24 日（火）13 時 30 分から 17 時まで
（募集開始日 未定）

イ 場 所 仙台市宮城野区榴岡 5-12-55
仙台ソフトウェアセンター（Navis）3 階リンケージルーム

ウ 申込み 仙台ソフトウェアセンター（Navis）に電話で申込み
電話 022-298-3700 FAX 022-298-3701

※ 詳細は、仙台市 HP 上の「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」を参照。HP アドレスは下記のとおり。

http://www.city.sendai.jp/kikaku/jyo-seisaku/joho-sekyu/guide_top.html

（6）スケジュール（予定）

平成 27 年 10 月 1 日（木）	提案募集開始
10 月 7 日（水）	質問提出期限
10 月 13 日（火）	質問回答期限
10 月 15 日（木）	応募申込書提出期限
10 月 20 日（火）	書類審査結果通知
10 月 28 日（水）	提案書提出期限
11 月 13 日（金）	プレゼンテーション
11 月 17 日（火）	優先交渉権者決定、提案審査結果通知
11 月下旬まで	業務内容、仕様書及び委託費等に関する協議
11 月下旬	契約締結
12 月上旬	業務開始、モニユメント実施設計協議等
12 月下旬	モニユメント実施設計図提出
平成 28 年 1 月上旬	モニユメント製作、外構工事等着手
3 月 31 日（木）	モニユメント設置、外構工事完了、成果品引渡し

5 その他

（1）提出された提案書（図面等の付属書類等を含む）に係る著作権等の知的財産権は提案者に帰属するものとするが、仙台市が必要と認める場合は、無断で複製の作成を含め、無償で使用できるものとする。

（2）契約締結後、本業務の成果品等に係る著作権等の知的財産権は、成果品とともに全て仙台市に帰属するものとする。

6 問合せ及び提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号
仙台市復興事業局震災復興室（市役所本庁舎 4 階）
担当：早坂
電話：022-214-8584
FAX：022-268-4311
電子メール：som000300@city.sendai.jp